

(案)

富里市子ども・子育て会議 会議の公開について

- 1 会議の公開について
審議会等の設置及び運営等に関する指針に基づき、原則として公開とする。
- 2 非公開とする場合について
 - (1) 富里市情報公開条例等に基づき、個人情報を取扱う場合や、公開にすることにより、事業者の地位を不当に害する恐れがある場合
 - (2) このような場合、非公開とする旨を会長が決定する。
- 3 傍聴人の定員について
傍聴人については、富里市子ども・子育て会議傍聴要領に基づき会議で決定いたします。

審議会等の設置及び運営等に関する指針

平成 22 年 4 月 1 日 制 定

平成 23 年 4 月 1 日 一部改正

1 目的

この指針は、審議会等の適正な設置及び公正かつ円滑な運営等に関し、準拠すべき基本事項を定めるものとする。

2 定義

- ① この指針において、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例により執行機関の附属機関として設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関及び要綱等により設置される協議会、懇談会等附属機関に準じる機関をいう。

3 設置

審議会等の設置に当たっては、次によることとする。

- (1) スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、新たな検討・審議事項が生じた場合においても、可能な限り既存の審議会等の活用を図ること。
- (2) 今後法律に設置義務があるものを除き、新たな審議会等の設置が必要となった場合は、原則として条例により設置すること。ただし、やむを得ず、要綱等により設置する場合は、次の事項に基づいて行うものとする。
 - ① 5年を超えない範囲で時限を定め、時限の到来又は目的の達成等をもって、原則廃止すること
 - ② 法律又は条例に基づく附属機関と誤解されないよう、「審査会」、「審議会」の名称は用いないこと

4 見直し

- (1) 要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等であって、次のいずれかに該当するものは、廃止又は統合するものとする。また、法律又は条例に基づいて設置された附属機関についても、この趣旨を十分踏まえ、見直しを進めるものとする。
 - ① 目的が達成されたもの
 - ② 社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの

- ③ 活動が不活発なもの(過去3年間開催実績のないもの等)
 - ④ 他の手段等で代替が可能なもの
 - ⑤ 設置目的及び所掌事務が他の審議会等と重複又は類似しているもの
 - ⑥ その他, 総合性・効率性等の理由により廃止又は統合が適当なもの
- (2) 過去5年間の開催が年1回以下の審議会等及び設置後10年以上経過した審議会等については, (1)の趣旨を踏まえ, その必要性等を検討するものとする。
- (3) 法律に設置義務がある附属機関であって, 法令の改正等により他の審議会等との統合が可能になったもの等については, 見直しを検討するものとする。
- (4) 要綱等に基づいて設置された協議会, 懇談会等は, 法律又は条例に基づく附属機関と誤解されないよう, 「審査会」, 「審議会」の名称は用いないこと

5 委員の選任

審議会等の委員の選任に当たっては, その設置目的等を踏まえ, 次によることとする。

- (1) 委員数は, 法令に定めのあるものを除き, 原則として20名以内とし, 現在, 規模の大きなものは, 審議の充実や迅速化を図るため, 適正規模を検討し, 委員の改選期等を目処に可能な限り縮小すること。
- (2) 同一の審議会等における委員の在任期間は, 原則として10年までとすること。
- (3) 女性の登用については, 女性委員の割合が30パーセント以上になるように努めること。
- (4) 市議会議員は, 法に定めがあるものを除き, 委員に就任しないこととされていること。

6 会議の公開

審議会等の会議の内容が, 富里市情報公開条例(平成13年3月27日条例第2号)第8条に規定する非開示情報に該当する場合を除き, 原則公開するものとし, 透明性の向上に努めるものとする。

7 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、傍聴定員を定め、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。

8 審議会の概要等の公表

- (1) 審議会等を設置したときは、速やかに、当該審議会等の概要を市ホームページに掲載するものとする。
- (2) 審議会等の会議の結果は、当該会議の終了後、市ホームページに掲載するものとする。会議の結果を非公開とするときは、非公開とする根拠を掲載するものとする。

富里市子ども・子育て会議傍聴要領

1 趣旨

この要領は、富里市子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、会議の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

附 則

この要領は、平成25年11月15日から施行する。